

令和3年9月7日提出

令和3年度 第2学期（9月13日（月）以降）の対応について

新型コロナウイルス感染症の予防上必要があるため、熊本市立学校及び幼稚園における令和3年度 第2学期（9月13日（月）以降）の対応について、議決を求める。

熊本市教育長 遠 藤 洋 路

別紙のとおり

（提出理由）

新型コロナウイルス感染症の予防上必要があるため、熊本市立学校及び幼稚園における令和3年度 第2学期（9月13日（月）以降）の対応について、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教育委員会規則第6号）第2条の規定に基づき、議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

令和3年度 第2学期 9月13日(月)以降の対応について(案)

小中学校の対応

(1) まん延防止等重点措置の延長の有無にかかわらず、9月13日(月)から9月26日(日)までの期間は、全学年を登校させる午前中短縮授業とし、給食実施後は下校とする。

ただし、学校は、この短縮授業期間中の登下校時において、学校規模や感染状況等を踏まえた時差登校等の工夫を行うことができる。

なお、この短縮授業期間中の部活動の扱いはこれまでと同様とする。

(2) まん延防止等重点措置の延長の有無にかかわらず、9月27日(月)から通常登校を再開する。

(3) 9月13日(月)以降においても、保護者が子どもを登校させることが不安な場合は、登校を控えても構わないこととし、その場合の出欠の扱いもこれまでと同様とする。

令和3年9月

日	月	火	水	木	金	土
29	30	31	1	2	3	4
夏休み	準備日	準備日	分散登校・オンライン授業			
5	6	7	8	9	10	11
→						
12	13	14	15	16	17	18
→	(1)全学年登校・午前中短縮授業					
19	20	21	22	23	24	25
→						
26	27	28	29	30	1	2
→	(2)通常登校再開					

高等学校、専門学校、幼稚園及び特別支援学校の対応

上記の、小中学校の対応に準じた対応を行うこととする。